

交通規程

「命の尊さを考え、他人への思いやりと高校生としての自覚を持ち、交通規則、モラルを進んで守るようにしよう。」

(自転車通学について)

- 1 自転車通学を希望する生徒は、許可願いを申請し点検を行った上で通学経路を考慮して許可を受けること。
- 2 自転車通学を許可された者は、盗難や事故防止のためにステッカーを貼ること。
- 3 自転車通学時はヘルメットを着用するものとする。
- 4 冬期間の自転車通学は禁止する。

(自動車の免許取得について)

- 1 免許の取得については、原則として禁止する。就職等、やむを得ず必要な者は保護者とよく話し合った上で、以下の手続きに従い、許可を得ること。(家庭学習期間中の者も同様の手続きを踏むこと。)
 - (1) 免許取得希望生徒の保護者は、免許取得に関する保護者説明会に出席すること。
 - (2) 申請は3学年、前期期末考査終了以降とし、免許取得願に必要事項を記入し担任へ提出すること。
 - (3) 申請者については、生徒指導部と担任で以下の入校条件を審議の上、許可証を発行する。
 - ア 前期の成績において1科目でも評価「1」がないこと。
 - イ 前期期末考査終了段階で、出席時数が実施授業時数で80%未満の教科がないこと。
 - ウ 生活指導上問題がないこと。
 - エ 取得場所が、親元から通える場所であること。
 - オ 諸費など校納金の滞納がないこと。
 - (4) 許可を受けた者は、3年、前期期末の成績会議以降、自動車学校に入校できるものとし、それ以前の教習は認めない。
- 2 学校から、自動車学校の入学を許可された者は、以下のことを守り高校生にして自覚を持って行動すること。
 - (1) 授業時の教習を禁止する。
 - (2) 定期考査1週間前からの教習は禁止する。
 - (3) 教習期間中に校内・校外での生活指導上の問題があった場合には、ただちに教習を中止する。
- 3 免許を取得した者は、学校に届け出ること。

(その他)

 - 1 原則として原付、自動二輪等の免許取得は認めない。